

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年10月28日 令和5年度決算の承認

令和7年8月21日 令和7年業計画及び収支予算の承認

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

特になし。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

特になし。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

特になし。

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特になし。

(9) その他

特になし。

様式 3

法人名 医療法人社団藤田整形外科クリニック

※医療法人整理番号

00299

所在地 かほく市内日角 4-1

財 産 目 録

(令和 7 年 8 月 31 日現在)

1. 資 産 額	368,956 千円
2. 負 債 額	23,593 千円
3. 純 資 産 額	345,363 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	253,458
B 固 定 資 産	115,498
C 資 産 合 計 (A+B)	368,956
D 負 債 合 計	23,593
E 純 資 産 (C-D)	345,363

(注)・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団藤田整形外科クリニック
 所在地 かほく市内日角4-1

※医療法人整理番号 00299

貸 借 対 照 表
 (令和7年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	253,458	I 流動負債	22,917
II 固定資産	115,498	II 固定負債	676
1 有形固定資産	15,166	負債合計	23,593
2 無形固定資産	2,068	純資産の部	
3 その他の資産	98,264	科 目	金 額
		I 基 金	20,010
		II 積 立 金	325,353
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	345,363
資産合計	368,956	負債・純資産合計	368,956

法人名 医療法人社団藤田整形外科クリニック
 所在地 かほく市内日角4-1

※医療法人整理番号 00298

損 益 計 算 書
 (自 令和 6年 9月 1日 至 令和 7年 8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	284,458
2 事業費用	250,538
本来業務事業利益	33,920
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	33,920
II 事業外収益	11,000
III 事業外費用	0
経常利益	44,920
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	44,920
法人税等	12,323
当期純利益	32,597

法人名 医療法人社団藤田整形外科クリニック

所在地 かほく市内日角4丁目1番地

※医療法人整理番号 0022A

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員借入金	藤田 拓也	医師	法人理事	法人成立費用	1,824	役員借入金	675

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

298

医療法人社団藤田整形外科クリニック
理事長 藤田 拓也 殿

私は、医療法人社団藤田整形外科クリニックの令和 6 会計年度（令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 10 月 28 日

医療法人社団藤田整形外科クリニック
監事 魚住 晃一